

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

### 告示

- 国定公園に関する公園事業の決定(五八五・自然保護課)
  - 県立自然公園に関する公園事業の決定(五八六・自然保護課)
  - 県立自然公園に関する公園事業の変更(五八七・五八八・自然保護課)
  - 大規模小売店舗の新設に關し聴取した意見の概要(五八九・五九〇・商工業振興課)
  - 道路の供用開始(五九一・道路環境課)
  - 道路区域の変更(五九二・道路環境課)
  - 建築基準法による道路位置の指定(五九三・由利建設事務所)
- ### 公告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)二件
  - 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)四件
  - 選挙管理委員会告示
  - 選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(六四)
  - 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(六五)
  - 公安委員会告示
  - 道路交通法による技能検定員審査の実施(七七・七九・八〇)
  - 道路交通法による教習指導員審査の実施(七八・八一)

## 告示

秋田県告示第五百八十五号  
 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第十二条第四項の規定により、栗駒  
 国定公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第六項の規定に基づき、その

概要を次のとおり公示する。

平成十四年八月三十日

秋田県知事 寺田典城

| 事業名             | 事業の内容                                 | 位 置            |
|-----------------|---------------------------------------|----------------|
| 湯ノ又<br>温泉宿<br>舎 | 区域面積 〇・<br>一五ヘクタール<br>最大宿泊者数<br>五〇人/日 | 雄勝郡雄勝町秋ノ宮(湯ノ又) |

秋田県告示第五百八十六号

秋田県立自然公園条例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号)第十二条第二項の規  
 定により、太平山県立自然公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第三項  
 の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

平成十四年八月三十日

秋田県知事 寺田典城

| 事業名                       | 事業の内容              | 位 置   |
|---------------------------|--------------------|---|
| 筑柴森<br>岩谷山<br>線道路<br>(歩道) | 路線距離 四・<br>六キロメートル | 起点 河辺郡河辺町三内(砂子淵・県立公園境界)<br>終点 河辺郡河辺町三内(筑柴森)<br>終点 河辺郡河辺町三内(岩谷袋・県立公園境界)<br>終点 河辺郡河辺町三内(丸舞) |

秋田県告示第五百八十七号

太平山県立自然公園に関する公園事業の一部を変更したので、秋田県立自然公園条  
 例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号)第十三条第三項において準用する同条例第  
 十二条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

平成十四年八月三十日

秋田県知事 寺田典城

| 事業名                  | 事業の内容              |                    | 変<br>更<br>後   | 置                                   |
|----------------------|--------------------|--------------------|---|-------------------------------------|
|                      | 変更後                | 変更前                |   |                                     |
| 太平山秋<br>形線道路<br>(歩道) | 路線距離一〇・<br>四キロメートル | 路線距離 八・<br>〇キロメートル | 起点 北秋田郡上小阿仁村荻形(米代東部森林管理署上小阿仁支署七・林班・県立公園境界)<br>終点 秋田市仁別(笹森)<br>終点 北秋田郡上小阿仁村荻形(土地見平・歩道合流点)<br>終点 秋田市仁別(剣岳)<br>終点 秋田市太平(野田・県立公園境界) | 起点 秋田管林局上小阿仁事業区七・林班地内<br>終点 秋田市大字太平 |

秋田県告示第五百八十八号  
 田沢湖抱返り県立自然公園に関する公園事業の一部を変更したので、秋田県立自然公園条例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号)第十三条第三項において準用する同

条例第十二条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。  
 平成十四年八月三十日  
 秋田県知事 寺田典城

| 事業名  | 事業の内容                         |                                | 位<br>置        |
|------|-------------------------------|--------------------------------|---------------|
|      | 変更後                           | 変更前                            |               |
| 潟前園地 | 区域面積 七・〇ヘクタール                 | 区域面積 五・二ヘクタール                  | 仙北郡田沢湖町田沢(潟前) |
| 潟前宿舎 | 区域面積 一・七ヘクタール<br>最大宿泊者数(変更なし) | 区域面積 三・五ヘクタール<br>最大宿泊者数 二〇〇人/日 | 仙北郡田沢湖町田沢(潟前) |

秋田県告示第五百八十九号  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年八月三十日  
 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ファッションセンターしまむら能代店  
 能代市字下野二十七番地の二外  
 秋田県知事 寺田典城

## 二 能代市長の意見

## (一) 周辺の交通への影響について

店舗の立地上、来店者の大半が国道への右折出庫となるので、売出口等通常より来客が多く見込まれる営業日には、駐車場出入口口に交通整備員を配置するなど、交通の円滑化に配慮願いたい。

## (二) 騒音による環境への影響について

騒音の予測・評価の結果から問題はないと考えられるが、騒音に関する苦情、相談等があった場合は、誠意を持って対応し、必要に応じ適切な措置を講じられたい。

## (三) 廃棄物について

売場の拡張により、廃棄物の排出量の増加が予想されるので、廃棄物保管場所及び資源化物保管場所の整理整頓について一層留意願いたい。

また、廃棄物の減量化及び資源化にこれまで以上に徹底して取り組まれない。

## 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

## 四 関係書類の縦覧場所及び期間

## (一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

能代市役所 商工港湾課

## (二) 縦覧期間

平成十四年八月三十日から同年九月三十日まで

## 秋田県告示第五百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年八月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ能代北店

能代市落合字砂田七十一番地の一外

## 二 能代市長の意見

## (一) 周辺の交通への影響について

ア 国道側への出庫車両の安全確保と交通円滑化のため、誘導看板の設置等によ

り交通量の多い時間帯には、旧国道側の出入口の利用を促す等配慮願いたい。

イ 旧国道側の出入口については、向能代方面から徒歩、自転車での来客が多いと予想されるので、付近への横断歩道の敷設等歩行者保護の対策を講じることが望ましいと考える。

## (二) 騒音及び光線による環境への影響について

営業時間が深夜に及んでおり、夜間の騒音レベルの最大値や店舗、駐車場、車両等の光線が、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすことが予想されるため、関係する苦情、相談等があった場合は誠意を持って対応し、必要に応じ適切な措置を講じられたい。

## (三) 廃棄物について

廃棄物については、減量化及び資源化に特段の配慮を持って取り組むとともに、適切な保管場所及び保管設備を整備すること。

## 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

能代商工会議所の意見

## (一) 駐車場の充足等交通に係る事項

届出書添付資料に記載の方向別ピーク時自動車来台数の数倍の来台数が予想され、渋滞や交通事故等の大きな影響が考えられるので、本計画の撤回若しくは縮小を求める。

## (二) その他の事項

能代市では、大型店の売場面積占有率が高く、また、コンビニエンスストアの進出もあり、既存の商店、商店街は自助努力の領域を超え苦境を強いられている。当所では中心市街地活性化のため、市民や外来者でにぎわうまちづくりを目指し、地域住民、事業者が一体となった、能代TMO設立に向けて鋭意努力している。この度の出店計画は、市及び当所がとりまとめたTMO構想、中心市街地の街づくりに必要な影響を与えるものであり、総合的な街づくりの観点から、出店計画の撤回若しくは大幅な縮小を求める。

## 四 関係書類の縦覧場所及び期間

## (一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

能代市役所 商工港湾課

## (二) 縦覧期間

平成十四年八月三十日から同年九月三十日まで

## 秋田県告示第五百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとお

り道路の供用を開始する。

平成十四年八月三十日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

|       |         |                                 |
|-------|---------|---------------------------------|
| 道路の種類 | 路線名     | 区 間                             |
| 県 道   | 比内大葛鹿角線 | 北秋田郡比内町大葛字長部川反一八番一地从先から三番一〇地先まで |

- 二 供用開始の期日 平成十四年八月三十日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
- 期間 平成十四年八月三十日から同年九月十二日まで

秋田県告示第五百九十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり

り道路の区域を変更する。

平成十四年八月三十日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

| 道路の種類 | 旧新別 |     | 路線名                             | 区 間 | 敷地の幅員(メートル)   | 延長(キロメートル) |
|-------|-----|-----|---------------------------------|-----|---------------|------------|
|       | 新   | 旧   |                                 |     |               |            |
| 一般国道  | 百五号 | 百五号 | 仙北郡西木村西荒井字番屋二七番一地从先から一五六番一地从先まで | "   | 一八・〇〇〇～二五・〇〇〇 | 〇・一五七      |
|       | 百五号 |     |                                 |     | 一八・〇〇〇～三二・〇〇〇 | 〇・一五七      |

二 道路の区域の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
- 期間 平成十四年八月三十日から同年九月十二日まで

秋田県告示第五百九十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第40号)第十条の規定に基づき、公告する。  
平成十四年八月三十日

秋田県知事 寺田典城

|                            |                                   |           |       |            |
|----------------------------|-----------------------------------|-----------|-------|------------|
| 申請者の住所及び氏名                 | 道路の位置の指定箇所                        | 道路の延長     | 道路の幅員 | 指定年月日      |
| 本荘市出戸町字尾崎十七番地<br>本荘市長 柳田 弘 | 本荘市出戸町字東梵天七十八番一、七十八番六、七十八番七、七十九番一 | 五十三・二メートル | 六メートル | 平成十四年八月二十日 |

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、

同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年八月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日

平成十四年八月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 横手ひらか地球環境フォーラム

三 代表者の氏名

針生 敬三

四 主たる事務所の所在地

横手市田中町四番三十一号

五 定款に記載された目的

本法人は、地球環境が温暖化を始め危機的状況にあることを深く憂い、その現状や原因及びその対策について、学習を重ね、地区民に啓蒙宣伝すると共に地域活動を実践し、もって、社会全体の利益の増進に寄与することを、目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年八月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日

平成十四年八月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 杉

三 代表者の氏名

高橋 勝己

四 主たる事務所の所在地

横手市大屋寺内字上櫓沢九十八番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、生活環境の向上を図り環境保全思想の普及や高齢者福祉の増進に関する事業を行い、地域社会の発展につなげ、地域の雇用の拡大に努め、心豊かな暮らしやすい郷土づくりに寄与することを目的とする。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六

号）第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年八月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

購入物品名及び数量

小型乗用自動車（ハイブリッド自動車） 二台

購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

納入期限

平成十四年十月十八日（金）

納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

（一） 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に

規定する県の休日を除き、平成十四年八月三十日（金）から同年九月九日（月）

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年九月十三日（金）午前十時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百

六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

（一） 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## (二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

## (三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札をした者を落札者ととする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

## (四) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

## (五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年八月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 一 入札に付する事項

## (一) 購入物品名及び数量

会議用椅子 三百十脚

## (二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

## (三) 納入期限

平成十四年十月三十一日（木）

## (四) 納入場所

秋田県ゆとり生活創造センター

## 二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

## 三 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

## (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年八月三十日（金）から同年九月九日（月）までの期間、随時交付する。

## 四 入札執行の日時及び場所

平成十四年九月十三日（金）午後一時十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

## 五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

## 六 その他

## (一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## (二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

## (三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

## (四) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

## (五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年八月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 一 入札に付する事項

## (一) 購入物品名及び数量

- (二) 粒度分布・ゼータ電位測定装置 一式
- (二) 購入物品の仕様等
- (三) 入札説明書及び仕様書による。
- (四) 納入期限
- (三) 平成十四年十月十日(木)
- (四) 納入場所
- (二) 秋田県立大学本荘事務室
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
- (一) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- (二) 秋田県の休日を含め、平成十四年八月三十日(金) から同年九月九日(月) までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
- (一) 平成十四年九月十三日(金) 午後一時三十分
- (一) 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
- (一) 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。) 第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
- (一) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
- (三) 規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法

- (四) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
- (五) 入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
- (五) 詳細は、入札説明書による。
- 次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定により、公告する。
- 平成十四年八月三十日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
- (一) 小型除雪車 四台
- (二) 購入物品の仕様等
- (二) 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
- (三) 平成十四年十月二十三日(水)
- (四) 納入場所
- (四) 県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
- (一) 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- (二) 秋田県の休日を含め、平成十四年八月三十日(金) から同年九月九日(月) までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所

平成十四年九月十三日(金)午後一時四十五分  
 秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金  
 秋田県財務規則(昭和三十一年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他  
 (一) 入札の方法  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効  
 規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法  
 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とす

る。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等  
 入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他  
 詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第六十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四條、第七十五條、第七十六條、第八十一條及び第八十六條並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八條の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成十四年八月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三六七  
 三分の一の数 三三二、七八二

秋選管告示第六十五号  
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十條の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十四年八月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

|        |        |
|--------|--------|
| 秋田市    | 八三、九七八 |
| 能代市    | 一四、七七〇 |
| 横手市    | 一〇、九一七 |
| 大館市    | 一八、二四四 |
| 本荘市    | 一一、〇九五 |
| 男鹿市    | 八、四八九  |
| 湯沢市    | 九、四四三  |
| 大曲市    | 一〇、六四二 |
| 鹿角市鹿角郡 | 一一、八〇〇 |
| 北秋田郡   | 一八、二四二 |
| 山本郡    | 一三、五五〇 |
| 南秋田郡   | 一九、九四一 |
| 河辺郡    | 五、二六九  |
| 由利郡    | 一一、〇二二 |
| 仙北郡    | 三三、〇一〇 |
| 平鹿郡    | 一八、六五七 |
| 雄勝郡    | 一一、七一六 |

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第七十七号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99條の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年國家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2條の規定に基づき、公告する。

平成14年 8月30日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

1 技能検定員審査の種類  
 (1) 技能検定員審査(大型)



- (2) 技能検定員審査(普通)
  - (3) 技能検定員審査(大特)
  - (4) 技能検定員審査(大自二)
  - (5) 技能検定員審査(普自二)
  - (6) 技能検定員審査(けん引)
- 2 技能検定員審査開始の期日及び場所
- (1) 期日  
平成14年10月1日(火) 午前10時から午後4時まで

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができるとする運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第2号各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当することを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日を含め(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成14年9月2日(月)から同月6日(金)までの午前8時30分から午後5時まで

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所

係

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては、20,500円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ20,500円から同表右欄の技能検定員審査(普通)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては、14,750円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ14,750円から同表右欄

の技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

| 審査細目                    | 技能検定員審査(普通)に係る額 | 技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査に係る額 |
|-------------------------|-----------------|------------------------------|
| 1 技能検定員として必要な自動車の運転技能   | 3,950円          | 1,450円                       |
| 2 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法 | 6,750円          | 2,450円                       |
| 3 教則の内容となつてゐる事項         | 1,900円          | 2,200円                       |
| 4 自動車教習所に関する法令についての知識   | 1,900円          | 2,200円                       |
| 5 技能検定の実施に関する知識         | 1,950円          | 2,100円                       |
| 6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識   | 2,000円          | 2,050円                       |

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては11,650円、技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては5,050円を減ずる。

2 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては4,100円、技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては4,750円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては19,700円、技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては13,950円を減ずる。

- (2) 納付方法  
 審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。  
 5 審査についての問い合わせ先  
 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018 823 7740）

秋田県公安委員会告示第78号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成14年8月30日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

- 1 教習指導員審査の種類  
 (1) 教習指導員審査（大型）  
 (2) 教習指導員審査（普通）  
 (3) 教習指導員審査（大特）  
 (4) 教習指導員審査（大自二）  
 (5) 教習指導員審査（普自二）  
 (6) 教習指導員審査（けん引）  
 2 教習指導員審査開始の期日及び場所  
 (1) 期日  
 平成14年10月1日（火）午前10時から午後4時まで  
 (2) 場所  
 秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター  
 3 教習指導員審査の申請手続  
 (1) 申請手続  
 ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができるとする運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。  
 イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第4号各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当することを証する書面を添付すること。  
 (2) 申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成14年9月2日（月）から同月6日（金）までの午前8時30分から午後5時まで  
 (3) 申請書の提出場所  
 秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

(1) 教習指導員審査（普通）を受けようとする者については、12,150円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,150円から同表右欄の教習指導員審査（普通）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、教習指導員審査（普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者については、9,850円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ9,850円から同表右欄の教習指導員審査（普通）以外の種類の教習指導員審査に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

| 審 査 細 目                        | 教習指導員審査（普通）に係る額 | 教習指導員審査（普通）以外の種類の教習指導員審査に係る額 |
|--------------------------------|-----------------|------------------------------|
| 1 教習指導員として必要な自動車の運転技能          | 4,100円          | 1,450円                       |
| 2 技能教習に必要な教習の技能                | 1,350円          | 1,350円                       |
| 3 学科教習に必要な教習の技能                | 1,250円          | 1,250円                       |
| 4 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識 | 1,250円          | 1,300円                       |
| 5 自動車教習所に関する法令についての知識          | 1,250円          | 1,300円                       |
| 6 教習指導員として必要な教育についての知識         | 1,200円          | 1,200円                       |

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者には6,350円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者には4,000円を減ずる。

2 審査細目の4及び5に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者には2,600円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者には2,650円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者には11,400円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者には9,100円を減ずる。

- (2) 納付方法
- 審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。
- 5 審査についての問い合わせ先  
秋田県警察本部交通部運転免許センター-教習所係(電話018 823 7740)

秋田県公安委員会告示第79号  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公告する。

平成14年8月30日  
秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

- 1 技能検定員審査の種類  
(1) 技能検定員審査(普通二種)
- 2 技能検定員審査の期日及び場所  
(1) 期日  
平成14年10月1日(火)午前9時から正午まで  
(2) 場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター
- 3 技能検定員審査の申請手続  
(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証(普通)を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日を除き、平成14年9月2日(月)から同月6日(金)までの午前8時30分から午後5時まで

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査(普通二種)を受けようとする者には、22,050円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,050円から同表右欄の技能検定員審査(普通二種)に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

| 審査細目                             | 技能検定員審査(普通二種)に係る額 |
|----------------------------------|-------------------|
| 1 技能検定員として必要な自動車の運転技能            | 4,750円            |
| 2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能          | 8,250円            |
| 3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識 | 2,850円            |
| 4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識   | 3,300円            |

備考 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、15,150円を減ずる。

- (2) 納付方法  
 審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。  
 5 審査についての問い合わせ先  
 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018 823 7740）

秋田県公安委員会告示第80号  
 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公告する。

平成14年8月30日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

- 1 技能検定員審査の種類  
 (1) 技能検定員審査（大型二種）
- 2 技能検定員審査の期日及び場所  
 (1) 期日  
 平成14年10月25日（金）午前9時から正午まで  
 (2) 場所  
 秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター
- 3 技能検定員審査の申請手続  
 (1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、大型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（大型）を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第3項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間  
 秋田県の休日を含め、平成14年10月15日（火）から同月18日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者については、22,050円（そ

の者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,050円から同表右欄の技能検定員審査（大型二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

| 審 査 細 目  | 技能検定員審査（大型二種）に係る額 |
|--|-------------------|
| 1 技能検定員として必要な自動車の運転技能                                  | 4,750円            |
| 2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能                                | 8,250円            |
| 3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識                       | 2,850円            |
| 4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識                         | 3,300円            |
| 備考 審査細目の1、2、3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、21,300円を減ずる。 |                   |

(2) 納付方法  
 審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

- 5 審査についての問い合わせ先  
 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018 823 7740）

秋田県公安委員会告示第81号  
 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公告する。  
 平成14年8月30日

1 教習指導員審査の種類

(1) 教習指導員審査（大型二種）

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

- (2) 教習指導員審査(普通二種)
- 2 技能検定員審査の期日及び場所

(1) 期日

平成14年10月25日(金)午前9時から正午まで

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

- 3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)をちよう付し、教習指導員審査(大型二種)を受けようとする者には大型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証(大型)を、教習指導員審査(普通二種)を受けようとする者には大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証(普通)を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第5項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日を含め、平成14年10月15日(火)から同月18日(金)までの午前8時30分から午後5時まで

- 4 審査手数料

(1) 教習指導員審査(大型二種)を受けようとする者又は教習指導員審査(普通二種)を受けようとする者には、12,550円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,550円から同表右欄の教習指導員審査(大型二種、普通二種)に係る額に掛ける額を減じた額)とする。

| 審査細目                  | 審査手数料  |
|-----------------------|--------|
| 1 教習指導員として必要な自動車の運転技能 | 4,900円 |

2 技能教習に必要な教習の技能 2,050円

3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識 2,850円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、8,950円を減ずる。  
2 審査細目の1、2、及び3に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、11,800円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

- 5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018 823 7740)

口座

ペーシ 銀行 口座

平成十三年十一月六日(銀十三百十六号)掲載の秋田県告示第六百六十七号(河三区別の収取に及ぶ銀三輸送部)

(取組部)

ペーシ 口座 口座

七四六一・八〇五七六 七四〇六・八〇五七六

ペーシ 口座

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社松原印刷社  
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄